

業務指示書

バヌアツ国サント島水力発電施設建設計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとしします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年9月5日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 谷川 智佐子 Tanigawa.Chisako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年9月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以上の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水力開発に係る業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／電力開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水力開発に係る調査業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バヌアツ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 土木計画】

- 1) 類似業務の経験：水力開発に係る土木設計業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バヌアツ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年9月14日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・ 郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・ 持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (4) その他 (以下に記載の経費)

現地再委託費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(VUV1 = 1.023180 円 , US\$1 = 111.049 円 , EUR1 = 129.769 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町)

会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／電力開発計画
土木計画

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.89 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年9月27日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
バヌアツ国サント島水力発電施設建設計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/電力開発計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 土木計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

バヌアツ政府は「国家持続可能な開発計画 2016-2030」を策定し、社会・環境・経済の3つの柱のバランスを取ることを明示している。また、電力分野では「改訂国家エネルギーロードマップ 2016-2030」が2016年に発行され、バヌアツ国民へ安全で高品質、且つ安価でクリーンなエネルギーを広く提供することで、同国の成長と発展に寄与することが全体ビジョンとして掲げられた。同ロードマップでは、2015年時点での再生可能エネルギー導入比率実績29%（供給量ベース）を2020年に65%、2030年には100%とする目標が定められ、そのための具体的な行動計画として「最優先課題」が設定された。エスピリッツサント島（以下、「サント島」という）においては、東海岸のグリッド延伸計画とサラカタ水力の増設計画の2件が最優先課題となっている。

サント島は同国最大面積の島であり、第2の都市ルーガンビルを有し、島全体の人口は約47,900人（2016年）である。我が国は、かねてより同国政府のエネルギー政策に基づき、サント島への電力供給のため、無償資金協力で1994～1995年（計600kW）と2009年（計600kW）にサラカタ川水力発電所の設置・増設を支援し、同島の主力電源として安定的な電力供給に貢献してきた。これら設備容量合計1,200kWの水力発電は同島の主要な電力供給源となっているが、日中の電力ピーク時（1,932kW：2016年実績）の対応等のため、同島では依然として一部の電力需要が輸入燃料に依存したディーゼル発電によって賄われている。さらに、サント島における1994年から2016年の実績ピーク電力の伸びは平均年率4.5%であり、今後も需要の増加が見込まれていることから、現状の電源構成を前提とすればディーゼル発電に対する依存は拡大することが見込まれている。

このような状況を踏まえ、2016-2017年に「JICAはエスピリッツサント島電力セクター情報収集・確認調査」を実施し、サント島における再生可能エネルギーの追加的な導入の可能性に係る検討を行った。本調査は、同情報収集・確認調査の結果を踏まえ、再生可能エネルギーの一層の導入により輸入燃料への依存を軽減し電力料金の低減を図るとともに、気候変動対策にも貢献するため、サント島水力発電施設建設計画（以下、「本事業」という）に対する無償資金協力での支援に係る検討を行うものである。

2. 事業の概要

(1) 目標：

サント島サラカタ川において、800kW規模の流れ込み式水力発電施設を建設することにより、輸入燃料への依存軽減を図り、もって当該地域の経済・

社会開発に寄与する。

(2) 成果：

サント島サラカタ川において、800kW 規模の流れ込み式水力発電施設が整備される。

(3) 事業概要：

サラカタ川流域における 800kW 規模の水力発電設備の建設（取水施設、導水施設、発電所建屋、アプローチ道路、発電設備、送電線等を含む。）

(4) 対象地域（サイト）

バヌアツ共和国 エスピリッツサント島 サラカタ川流域

(5) 関係官庁・機関

実施機関：気候変動適応・気象・地質災害・環境・エネルギー省（Ministry of Climate Change Adaptation, Meteorology, Geo-Hazards, Environment and Energy）エネルギー局（Department of Energy）

3. 業務の目的

無償資金協力（施設・機材等整備方式）の活用を前提として、本調査にて、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等があればプロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目については、根拠とともに、必要性、妥当性を含めプロポーザルに記載して提案する。

(2) 想定される計画内容

本調査においては、参考資料に挙げたエスピリッツサント島電力セクター情報収集・確認調査報告書におけるケースⅢ-D (<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031608.html>、7-4 頁、7-19 頁等参照) を対象サイトとすることを想定している。他方、下記 6. (3) 1) の業務を実施する上では、

計画諸元の妥当性についてレビューするとともに、先方実施機関と対象サイトの妥当性について第1回現地調査の冒頭において十分確認を行うことを想定している。確認の結果想定に変更が生じた場合、対応についてJICAと協議して進めることとする。

(3) 現地調査の実施方法

本調査においては、下記のとおり計2回の現地調査実施を想定する。なお、それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を各1週間程度参加させることを想定している。自然条件調査及び環境社会配慮調査の結果を踏まえた補足調査が必要と考えられる場合、その他適切と考えられる実行程がある場合は、プロポーザルにおいて提案すること。

- ・ 第1回現地調査：概略設計、概略事業費の積算、最終報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行う。
- ・ 第2回現地調査：最終報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

(4) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分JICAと協議すること。

なお、現地調査派遣前、現地調査帰国時には、日本側関係者が出席する会議を開催し、派遣前については調査実施にあたっての対処方針を確認・協議し、帰国時には現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

(5) 既存資料の活用

本事業の必要性・妥当性の検証等に当たっては、本指示書参考資料に挙げたエスピリッツサント島電力セクター情報収集・確認調査報告書等、既存資料を十分活用し、調査の重複を避けること。また、我が国の協力により実施されたサラカタ川水力発電所改善計画の経緯および事業から得られた教訓等を確認し、本事業計画に反映すること。

(6) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイドンス」(2014年9月)(以下、「安全管理ガイドンス」)の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、パヌアツ国での最近の既往調査報告書等やJICA事務所及び支所からパヌアツ国での安全

対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針及び収集したバヌアツ国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりバヌアツ国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてバヌアツ国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

なお、施工時の工事安全対策に関する情報は JICA 事務所及び支所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所及び支所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所及び支所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所及び支所に報告を行う。

(7) アクセス道路

現在発電所の候補地点にアクセスする道路が存在しないため、工事のためアクセス道路を整備（1,600m 程度想定）するとともに、既存道路の一部を改修（3,000m 程度想定）することが必要となる。同アクセス道路は施設の供用後に運営・維持管理等の目的で一定程度の利用が想定される。また、既存道路は現状の利用状況を踏まえ、工事期間及び工事終了後に現状と同等の利用が可能となることを確保する必要がある。アクセス道路に係る検討にあたっては、候補地点の権利関係、現状の利用状況、施設供用後の道路の維持管理主体等に留意すること。また、現地調査により発電所へのアクセス以外にコミュニティ等への裨益が見込まれると判明した場合は同用途も踏まえてアクセス道路を計画する。

なお、5. (9)に記載のとおり現時点ではアクセス道路の整備についてどこまでを無償資金協力の対象とするか確認が必要であることから、第 1 回現地調査時において、適切な責任分担となるようバヌアツ側と協議することを想定している。。

(8) 系統連系

新設の発電施設は、既設サラカタ水力発電所の送電・変電設備において系統と連系することを想定しているが、適切な接続点を見出したうえで、既設送電線が新設分の増加を許容する容量を有しているかを確認する。容量不足

が判明した場合は JICA と協議のうえで必要な対応策を取りまとめる。

なお、基礎情報収集・確認調査報告書に記載のとおり、連系線は架空線 1 回線 5.4km、鉄筋コンクリート柱による支持を想定する。

(9) 樹木の伐採

本事業においては、アクセス道路及び連系線、導水路、発電所等の建設並びに調査の実施等にあたって一定程度の樹木の伐採が想定される。下記(10)に記載のとおり、調査にあたっては先方実施機関との対象サイトの確認に基づき、使用する土地の利用状況及び所有権にかかる詳細を確認するとともに、樹木の伐採に係る許可手続き等につき確認する。また、樹木伐採の実施主体について先方実施機関と協議するとともに、実施機関の責任において伐採を行うことが確認された場合、出来る限り早期に図面を共有し、円滑に伐採の手続きが進められるよう依頼すること。

(10) 環境社会配慮

本件は「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布)(以下、JICA 環境ガイドライン)上、カテゴリ B と位置づけられる。従って、本調査では JICA 環境ガイドラインに準拠し、適切な環境社会配慮が図れる事業計画を立案する。また、EIA の実施の要否を確認するとともに、バヌアツ国側による円滑な用地確保とスケジュールを確認すること。なお、バヌアツ国ではプロジェクト提案者が環境保護保全局 (Department of Environment Protection and Conservation: DEPC) に予備環境評価 (Preliminary Environmental Assessment: PEA) を提出後、DEPC が 21 日以内に要否を決定、プロジェクト提案者に通知することとされている。本事業では、新規の水力発電所開発となることから、EIA の実施が必要になると想定されている。

本事業の候補サイト付近では住民の居住や使用の実態は確認されておらず、現時点では住民移転は想定されない。他方、導水管等の設置を想定するサラカタ川左岸はプランテーション用にリースされており、調査時の立ち入り等が想定される右岸はカスタマリーランドである。現在発電所の候補地点にアクセスする道路が存在しないため、上記プランテーションなどを通して新たにアクセス道路を敷設する必要があるほか、新設の発電施設から既設サラカタ水力発電所の送電・変電設備への連系が必要となる。調査にあたっては、先方実施機関との対象サイトの確認に基づき、これら土地の利用状況及び所有権にかかる詳細、及び用地確保・租借に必要な具体的な手続きを確認する。調査中のサイトアクセスの際に必要な手続きについても併せて確認す

る。

特にカスタマリーランドの用地取得や租借等を行う場合、所有権、所有地の境界などを巡り、争いが生じたり、用地取得等の完了までに長期間を要したりする可能性があることから、候補サイト周辺を中心に土地紛争の過去の事例を確認しつつ、本事業で先方実施機関が講じるべき対応策及び必要期間を確認する。水利権についても法制度及び必要な手続き、対象サイトの現況について確認する。

また、バヌアツ国アンバエ島における火山活動を受け、同島民を他の島に避難させる計画が進行しているところ、同島民の移住計画が事業対象サイトの近辺に与える影響について留意した計画を策定すること。

(11) ジェンダーへの配慮

調査・設計を進めるにあたり、対象国のエネルギーセクターにおけるジェンダー主流化促進の現状や課題を調査・確認し、その結果を調査結果に取りまとめる。また、環境社会配慮関連調査時に男女双方からの聞き取りと男女別のデータ取りまとめを行う、計画策定にあたって施工段階における女性労働者の参加促進可能性につき検討する等、調査の各段階においてジェンダー視点を加味した分析に留意すること。

また、本事業の意義及び過去に設置された各基金の裨益効果についてジェンダー視点から分析を行い、本事業におけるジェンダー主流化ニーズを検討すること。

(12) 気候変動対策

本事業は、気候変動対策（緩和策）に資するため、温室効果ガス排出削減効果の推計を JICA 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT : https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html) を用いて実施する。

(13) 自然災害リスクの検討

バヌアツではサイクロン災害が頻発するほか、近年は火山の噴火による被害も発生している。そのため、調査の実施にあたっては、自然災害が発電施設の運用に与える影響について過去の事例も踏まえ分析するとともに、設計にあたってそれらリスクを軽減するための防災対策が考えられる場合、導入を検討する。

5. 業務の内容

上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) 要請内容の範囲、内容等について先方の意向を確認する。
- 2) 「改訂国家エネルギーロードマップ」等の関連上位政策、計画、プログラムの内容を確認し、バヌアツ国の電力セクターの上位計画及び本事業の位置づけについて確認する。この際、特に同国の再生可能エネルギー導入目標の達成における本事業の貢献に留意すること。
- 3) 他ドナーの支援の動向につき状況を確認し、現状を把握する。特に中国、世界銀行、アジア開発銀行等が支援している電力セクターに係る支援実施状況、今後の予定について確認し、本事業との重複を回避する。

(4) 事業の実施体制・維持管理体制の確認

プロジェクト実施機関である気候変動適応・気象・地質災害・環境・エネルギー省及びコンセッション契約によりサント島が属するルーガンビルコンセッション地域の電力供給事業を担っている Vanuatu Utilities and Infrastructure Limited（以下、「VUI」という）の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関及び発電所の運用主体として、その体制に問題がないか確認する。特に、既設水力発電所の運転維持管理の状況に関する調査を行い、コンセッション契約におけるリース条件を含め、その実施体制・運営方法に問題ないことを確認する。この際、発電施設の現況及び過去の故障履歴等に留意し、既設発電所の故障が本事業の評価指標に影響する可能性について検討すること。

なお、現在ルーガンビルコンセッション地域の新たなコンセッション契約に係る調達手続きが進展しており、その結果 VUI 以外の企業が電力事業者となる可能性があるため、同手続きの進捗状況に留意する。

また、サラカタ川水力発電所によるディーゼル燃料輸入代金削減効果を電化事業等に活用することを目的に運用されているサント基金についてその運用状況や課題を確認するとともに、本事業による燃料輸入代金削減効果の活用についても検討を行うこと。また、ステークホルダーに対する透明性確保や基金の有効活用の観点から改善点があれば提案を行う。

(5) サイト状況調査(現況調査、自然条件調査他)

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、予定サイトにおいて、以下に示す調査を行う。項目 2)については、現地再委託にて実施することを認める。

1) 対象地域の現況と将来見通しの調査

サント島における電力開発の現状と将来計画、送配電網の延伸計画について、基礎情報収集・確認調査結果を元に最新状況を確認する。特に、ADB の支援によるサント島東海岸の系統延伸計画について、その進捗状況を確認する。また、同島における再エネの導入状況 (PV 等)、系統に受け入れるための制度の整備状況等を確認する。その際、国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) が実施中の系統安定化にかかる調査の進捗状況についても確認する。

2) 自然条件調査

別紙に示す自然条件調査を行う。具体的な自然条件調査の細目 (調査項目、調査内容、仕様、数量等) については、別紙を参考にコンサルタントがプロポーザルで、必要性、妥当性と併せて提案するものとする。また、別紙項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

なお、バヌアツでは 11 月頃から 4 月頃まで雨季のため雨量が増加する。第 1 回調査において自然条件調査の対象地域を確認するとともに、土地使用の許可等について確認した上で、気候を踏まえた自然条件調査の実実施スケジュールについて検討すること。

気象及び水文に関しては、基礎情報収集・確認調査における検討結果をレビューの上、必要に応じて追加で調査を検討する。既存サラカタ発電所の運用データ (雨季・乾季の水文データ) 含む既存資料のレビューまたは

追加調査の結果として計画されている発電容量の維持が困難であると考えられる場合には、対応につき JICA と協議すること。また、発電容量・出力を検討するために気象及び水文にかかる追加の調査が必要と考えられる場合にはプロポーザルにおいて提案すること。

(6) 環境社会配慮

1) JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。ただし、基礎情報収集・確認調査で確認されている情報については、調査の重複がないよう留意する。なお、本業務については一部を現地再委託にて実施することを認める。

- ① ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
- ② 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - イ) JICA 環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
 - ウ) 関係機関の役割
- ③ スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- ④ 影響の予測
- ⑤ 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検討
- ⑥ 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- ⑦ 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- ⑧ 予算、財源、実施体制の明確化

⑨ ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者（※）、協議方法・内容等の検討）

※女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮した協議が行われるよう支援すること。

2) JICA 環境ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下①～⑨のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドラインと乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については現地再委託にて実施すること。

- ① 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- ② 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- ③ 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
- ④ 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- ⑤ 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- ⑥ 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- ⑦ 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- ⑧ 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- ⑨ 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール

- ⑩ 費用と財源
- ⑪ 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- ⑫ 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、主要人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した事業実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(7) 調達事情調査

本事業で必要となる資機材（骨材、セメント、鉄筋等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。

現地（または第三国）下請業者の技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限り下請業者が施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を集め、下請業者の技術レベルを慎重に判断する。

(8) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び JICA との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認をとることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応（設計）方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本設計（施設・機材の基本的仕様）

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

3) 概略設計図

- ・ 全体平面図
- ・ 主要施設平面・縦・横断図
- ・ 土木・建築構造一般図
- ・ 同上縦・横断図
- ・ 機器構造一般図（水車、発電機、制御・保護盤）
- ・ 制御・保護盤ブロックダイアグラム
- ・ 単線結線図

4) 施工・据付計画

- ・ 施工方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達・運搬・据付け計画
- ・ 実施工程

(9) 相手国負担事項の整理

相手国側負担事項（用地確保、アクセス道路の整備、各種建設許可の取得、必要に応じ新規水利権の取得等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

なお、アクセス道路の整備について、実施機関側はバヌアツ政府の負担により実施することに前向きな姿勢を示しているものの、現時点では確約を受けていないことから、現時点では事業に含めることを想定する。調査開始後、早期にバヌアツ政府の負担有無について合意を得ることが必要である。

(10) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③付加価値税（VAT等）、④資機材の輸入に課される税金や諸費用、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（事前免税、実施機関負担または事後還付等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。また国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、OCAJI等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。

免税情報は現地 JICA 事務所及び支所にて蓄積していくことが望ましいため、JICA 事務所及び支所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、成果品として提出する。

なお、現在実施中の「バヌアツ国エファテ島環状道路テオウマ橋災害復興計画準備調査」において免税情報シートを作成中であり、11月ごろのドラフト提出を想定している。そのため、免税情報の確認に際しては、JICA 経由で同シートを入手し、不足している情報及び更新が必要な項目を検討した上で追加での調査を行う。

(11) プロジェクト維持管理計画の立案

バヌアツ国側及び電力事業者が行うことになる協力対象施設・機材等の運営・維持管理費を概算で積算した上で、運営・維持管理上の留意事項を提言する。

(12) 事業及び協力対象事業の概略事業費積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。なお、機材（建屋含む）は入札に対応できる精度とする。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照すること。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(13) 協力対象事業実施に際しての留意事項整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。また、概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。

(14) 想定される事業リスクの整理

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(15) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標の候補として、①設備利用率、②最大出力、③発電電力量、④発電用ディーゼル油消費削減量、⑤CO₂削減量、⑥バヌアツ及びサント島再エネ割合等を想定している。

(16) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について機構と協議する。

(17) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をバヌアツ国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(18) 準備調査報告書等の作成

バヌアツ国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 機材仕様書
- 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- 7) 免税情報シート

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7)から(12)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

- (1) 業務計画書：和文 3 部
- (2) インセプション・レポート：英文 3 部
- (3) 第 1 回現地調査結果概要：和文 3 部
- (4) 第 2 回現地調査結果概要：和文 3 部

- (5) 準備調査報告書（案）：和文 3 部 英文 3 部
- (6) 概略事業費（無償）積算内訳書：和文 2 部
- (7) 機材仕様書：和文 3 部 英文 4 部
- (8) 概要資料：和文 2 部及び CD-R 2 枚
(※設計図及び完成予想図並びに測量成果・地質調査成果を含む)
- (9) 準備調査報告書：和文（製本版）8 部及び CD-R 2 枚
：英文（製本版）8 部及び CD-R 3 枚

：和文（先行公開版）2部及びCD-R 1枚

（※設計図及び完成予想図並びに測量成果・地質調査成果を含む）

- (10) デジタル画像集：CD-R 2枚（デジタル画像40枚程度）
- (11) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版（電子データ）
- (12) 免税情報シート

注1）(1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2）(7) については2009年3月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（施行版）」の補完編・機材編を、その他については「無償資金協力を係る報告書等作成のためのガイドライン（2015年4月改訂版）」を参照する。

注3）準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注4）報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（最新版）」を参照する。

注5）特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第2 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2018年11月上旬より第1回現地調査、その後国内解析（積算審査に要する期間含む）を行い、2019年8月に第2回現地調査を実施することを想定する。同年9月15日までに概要資料、同年12月15日までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途：約 23.85M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 業務主任／電力開発計画（2号）（評価対象予定者）
- 2) 土木計画（3号）（評価対象予定者）
- 3) 水力機械設備（3号）
- 4) 水力電気設備（3号）
- 5) 調達計画／積算（4号）
- 6) 施工計画／積算（4号）
- 7) 自然条件調査（地形/地質/水文）／土木設計（4号）
- 8) 系統連系計画（4号）
- 9) 建築計画（4号）※
- 10) 環境社会配慮（4号）

※建築計画については国内作業のみを想定する。

※DODでのコンサルタント出張は業務主任／電力開発計画を含む2名程度を想定する。

3. 配布資料、公開資料

公開資料：

- ・ エスピリッツサント島電力セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031608.html>)
- ・ サラカタ川水力発電所改善計画基本設計調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000170657.html>)
- ・ サラカタ川水力発電所改善計画事後評価報告書
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_0702600_4_f.pdf)

- ・ サラカタ川水力発電所建設計画（第三期）予備調査報告書
（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000165197.html>）
- ・ サラカタ川水力発電所建設計画（第三期）予備調査Ⅱ（環境社会配慮確認調査）報告書
（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000169025.html>）
- ・ サント島サラカタ水力発電所建設計画基本設計調査報告書
（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000026480.html>）
- ・ SAKAKATA 川水力発電所事前調査報告書
（<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000029418.html>）

貸与資料：

これら資料は本業務指示書に係る用途のみに使用するものとし、本業務の受注者以外は受注業者決定後に破棄することを条件に、上記の資料を希望を申し出た者に貸与します。

- ・ カテゴリ B 案件報告書執筆要領
- ・ エスピリッツサント島電力セクター情報収集・確認調査収集情報

連絡先：

JICA 産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ ilgne@jica.go.jp

4. JICA からの参加団員

第1回及び第2回現地調査には JICA からの調査団参加を予定している（各5日を目途）。それぞれの現地調査における参加目的は以下のとおり。

- (1) 第1回現地調査（概略設計）
 - 1) 団員構成：総括、協力企画
 - 2) 調査行程：約5日間
 - 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。
- (2) 第2回現地調査（概要説明）
 - 1) 団員構成：総括、協力企画
 - 2) 調査行程：約5日間
 - 3) 目的：準備調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。なお、これら調査については別見積とする。

- (1) 地形調査
- (2) 地質調査

(3) 環境社会配慮

(4) 水文調査（実施を提案する場合）

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式－2および様式－3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の同行

現地調査に関し、業務主任は、JICAからの参加団員滞在期間中原則として当該団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮した調査工程とする。

(3) JICA事務所への報告

初回の現地調査往路並びに最終の現地調査の往路及び復路において、業務主任は総括団員に同行して、スバに位置するJICAフィジー事務所及び在フィジー日本大使館に立ち寄る。この際はもう1名のコンサルタント団員の同行を認める。この同行に必要な費用については見積に含めること。

また、各回調査の開始時及び終了時において、業務主任は総括団員に同行して、ポートビラに位置するJICAバヌアツ支所に立ち寄る。

(4) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であつて、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(5) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA事務所及び支所、日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の最新の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を取るよう留意する。本案件では対象サイトが僻地となるため、複数の連絡手段の確保に留意し、具体的には地上波携帯としてTVLとDigicelの2社、またチームで最低1台の衛星携帯電話をすること。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

バヌアツ「サント島水力発電施設建設計画」準備調査
自然条件調査仕様書（案）

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

以下に実施すべき調査項目を記すので、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えない。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的：設計及び施工に必要な地形の情報を把握する。

調査位置：貯水池及び導水路、発電所建屋等周辺 / アクセス道路周辺

調査方法：平面測量、河川縦断・横断測量、路線測量（アクセス道路）

実施方法：現地再委託

成果品：地形図（縮尺 1:500 程度を想定）、縦横断図（縮尺 1:200 程度を想定）、精度管理表

(2) 地質調査

調査目的：設計及び施工に必要な地質の情報を把握する。

調査位置：取水堰及び導水路、発電所建屋、アクセス道路

調査内容：ボーリング調査（取水堰及び導水路：深度 10 m、発電所建屋：深度 20 m を想定）、標準貫入試験、室内試験、CBR 試験（アクセス道路）等

実施方法：現地再委託

成果品：地質調査報告書

(3) 水文調査

基礎情報収集・確認調査結果及びその他既存資料のレビューを行い、必要に応じて追加での調査を検討する。

以上

(別紙)

- ① 本案件は、本見積もりに旅費（航空賃）を計上して下さい。

なお、契約締結以降、以下の点につき、留意して下さい。

(ア)内訳書記載の旅費（航空賃）の総額が増えないのであれば、航空賃単価（予約クラス）や渡航回数の増減等のやり繰りは可能です（フライトクラスは変更不可）。その場合、打合簿で確認します。

(イ)旅費（航空賃）と直接経費の費目間流用を認めます。打合簿で確認します。

(ウ)変更契約等で渡航回数の増加が必要な場合は、理由が真に必要と認められる場合のみ、内訳書に記載の、各団員のフライトクラス、航空賃単価（予約クラス）を上限として旅費（航空賃）の増額を認めます。

(エ)精算は、これまでと同様に証憑による実費精算処理としますので、経理処理ガイドラインに沿って下さい。

(オ)ただし、経理処理ガイドライン14項の「(5) 契約履行期間中の留意事項」は適用対象外になります（現地購入等は可能ですが、フライトクラスは変更できません）。そのため、見積に関しては、日程変更、価格変動等のリスクを考慮する様にして下さい。

(カ)なお、予め打合簿で認められた場合を除き、約款第14条第5項1号に規定する精算の適用除外になります。契約金額を上回る旅費（航空賃）の精算はできないことに留意下さい。

- ② 業務実施契約約款第16条に規定する前払金については、契約交渉における合意に基づき、同条に定める限度額の範囲内で、初年度における請求金額が制限されることがあります。

以上

